ごみ収集車タイヤ組替え業務仕様書

ごみ収集車のタイヤ組替え業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。受注者は、別に締結されるごみ収集車タイヤ組替え業務契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

1 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 業務内容等

- (1) 鹿児島市清掃事務所(以下「清掃事務所」という。)のごみ収集車のタイヤを清掃事務所内及び発注者の指定する場所において、組替えの作業を行うものとする。
- (2) タイヤは、清掃事務所が用意したものを使用し、取り外した旧タイヤは、清掃事務所が処分する。

3 業務用車両等

- (1) 受注者は、本業務を実施するために、エアーコンプレッサー、タイヤチェンジャー等の必要な機材を搭載し、大型・中型車用ホイール付タイヤの脱着作業や空気圧設定を行える車両を常時1 台保有するものとする。
- (2) 受注者は、使用する車両の整備点検を行い、常に本業務に支障のないように努めるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の依頼を受けた場合、速やかに作業に着手するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受注者は、人員、機材の配置計画表を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出するものとする。

4 稼動回数及び業務量

本業務については、タイヤ1本当たりの契約によるものとし、稼動回数は、概ね月1.3回、タイヤ組替え本数は、概ね月20本(チューブレス)とする。ただし、ごみ収集車の走行状況等により、業務量は増減することがある。

5 業務時間

本業務の作業時間は、発注者が指示する時間とする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

6 一般的事項

- (1) 作業員は、軽快に動作できる服装を着用し、常に清潔でなければならない。
- (2) 受注者は、本業務を実施するごとに、清掃事務所職員(以下「係員」という。)の確認を受けるものとする。
- (3) 受注者は、作業員に対し、関係法令、契約書及びその他業務の遂行に必要な事項を熟知させるとともに指導教育するものとする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの業務に必要と認められる事項は、係員の指示に基づき、適正に処理するものとする。